

# 練馬区福祉のまちづくり整備助成要綱

平成19年3月28日

18練都建第762号

## (目的)

第1条 この要綱は、練馬区が、建築物の改修等を行う事業主または建築主（以下「事業主等」という。）に対し、バリアフリー化を目的とした建築物の整備に要する費用の一部を助成することにより、建築物の利用上の利便性および安全性の向上を図り、もって年齢、性別、および障害の有無等にかかわらず様々な人々の自立と社会参加を促進することを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

特定建築物 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第2条第16号に規定する特定建築物をいう。

特別特定建築物 法第2条第17号に規定する特別特定建築物（練馬区福祉のまちづくり推進条例（平成22年3月練馬区条例第16号。以下「条例」という。）第27条各号に掲げる特定建築物を含む。）をいう。

建築物移動等円滑化基準等 法第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（条例第30条に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項を含む。）をいう。

簡易設備等 既存建築物の利便性の向上を図ることを目的とした簡易に設置できる設備等で区長が認めたものをいう。

## (助成対象者)

第3条 この要綱による助成の対象となる者は、練馬区の区域内に所在する特別特定建築物を所有し、管理し、または占有する事業主等で、つぎの各号のいずれかに該当するものとする。

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人

共同住宅の管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条もしくは第65条に規定する団体または同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。）

前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたもの

2 前項の対象者は、つぎに掲げる要件に該当するものとする。

対象者が個人の場合にあっては、区税（個人住民税および軽自動車税をいう。）を滞納していないこと。

対象者が法人の場合にあっては、法人住民税を滞納していないこと。

## (助成対象建築物)

第3条の2 この要綱による助成の対象となる建築物（以下「助成対象建築物」という。）は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一

部を改正する法律（平成14年法律第86号）の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に竣工した特別特定建築物（共同住宅については、延べ面積が1,000平方メートル以上のものに限る。）とする。ただし、施行日後に当該特別特定建築物について、増築、改築、用途変更、大規模の修繕または大規模の様様替をしたものならびに安全上、防火上および避難上支障があると認めるものを除く。

（助成対象整備）

第4条 この要綱による助成の対象となる整備（以下「助成対象整備」という。）は、つぎに掲げるもの（法第14条第1項から第3項までの規定が適用されるものおよび条例第14条第1項の規定による協議の対象となるものを除く。）とする。ただし、国または他の地方公共団体から補助金等の交付を受け、または受けることができるものを除く。

助成対象建築物について行う建築物移動等円滑化基準等の一部または全部を満たす整備。ただし、階段については、主たる階段に係る整備に限る。

つぎに掲げる助成対象建築物について行う整備のうち、多数の者が円滑に利用できると区長が認めるもの

ア つぎに掲げる助成対象建築物のうち延べ面積200平方メートル未満のもの

ア) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第5条第2号の診療所

イ) 政令第5条第6号の百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

ウ) 政令第5条第14号の飲食店

エ) 政令第5条第15号の理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

イ つぎに掲げる助成対象建築物のうち延べ面積1,000平方メートル未満のもの

ア) 政令第5条第3号の劇場、観覧場、映画館または演芸場

イ) 政令第5条第4号の集会場（集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。）

ウ) 政令第5条第5号の展示場

エ) 政令第5条第7号のホテルまたは旅館

オ) 政令第5条第11号および条例第27条第4号の体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設

カ) 政令第5条第13号の公衆浴場

キ) 条例第27条第5号の料理店

前号に掲げる建築物の多数の者が利用する部分について行う簡易設備等の設置

（助成額等）

第5条 この要綱による助成の額（以下「助成額」という。）は、前条に規定する助成対象整備に要する費用（以下「助成対象経費」という。）の2分の1以下とし、かつ、つぎに掲げる額を限度とする。

前条第1号の助成対象整備 100万円（共同住宅に係るものは50万円）

前条第2号の助成対象整備 30万円

前条第3号の助成対象整備 5万円

- 2 前項の規定により算出した助成額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 同一対象者に対する助成対象整備に係る助成は、2回を限度とする。この場合において、同一年度内の助成は1回限りとする。
- 4 前条第2号および第3号の助成対象整備を併せて行う場合は、それぞれについて助成することができる。この場合において、前項の規定による助成の回数は1回とみなす。
- 5 この要綱による助成は、予算の範囲内において行うものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 この要綱により助成金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、練馬区福祉のまちづくり整備助成金交付申請書(第1号様式)につぎに掲げる書類を添えて、第4条に規定する助成対象整備に係る工事の契約締結前(同条第3号の助成対象整備については、簡易設備等の設置前)に申請しなければならない。

関係図書(各図書には、必要事項、寸法等が記載されていること。)

ア 案内図

イ 助成対象整備に係る部分の図面等

ウ 配置図および平面図

エ 工程表

助成対象箇所の施工前の写真

助成対象整備に係る見積書等の写し(内訳書を含む。)

助成対象経費算定書(第2号様式)

建築確認済証の写し

建物または土地の所有者が申請者以外の者である場合は、土地または建物所有者の工事承諾書(第3号様式)

申請者が法人である場合は、法人登記簿謄本

前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めた書類

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第2号の助成対象整備に係る申請をする場合は前項第1号ウおよび第5号の書類を、同条第3号の助成対象整備に係る申請をする場合は同項第1号ウおよびエならびに第4号から第7号までの書類を省略することができる。

(助成金の交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査のうえ助成金の交付の可否を決定し、助成金の交付を決定したときは練馬区福祉のまちづくり整備助成金交付決定通知書(第4号様式)により、不交付を決定したときは練馬区福祉のまちづくり整備助成金不交付決定通知書(第5号様式)により申請者に通知する。

- 2 区長は、第1条に規定する福祉のまちづくり整備助成の目的を達成するために、その主旨の範囲内において指導および助言を行い、条件を付することができる。

(助成対象整備申請内容の変更等)

第8条 被助成者は、助成対象整備に係る申請内容を変更し、または助成対象整備を中止しようとするときは、あらかじめ区長と協議を行った上で、つぎに掲げる書類を提出しなければならない。

練馬区福祉のまちづくり整備助成金変更承認申請書(第6号様式)および必要に応じて第6条に規定する書類

練馬区福祉のまちづくり整備助成金交付申請取下げ届出書(第7号様式)

- 2 区長は、前項に規定する計画内容、関係書類の内容の変更申請があったときは、その内容について審査し、練馬区福祉のまちづくり整備助成金交付変更承認通知書(第8号様式)または練馬区福祉のまちづくり整備助成金交付変更不承認通知書(第9号様式)により被助成者に通知する。

(完了報告)

第9条 被助成者は、助成対象整備が完了したときは、練馬区福祉のまちづくり整備助成に係る工事等完了報告書(第10号様式)に助成対象整備に係る工事の契約書および見積書等の写しその他必要な書類を添付して、区長に報告しなければならない。

(履行確認)

第10条 区長は、前条の報告書を受領したときは、助成対象整備の実施状況を調査し履行の確認を行うものとする。また、必要に応じて、当該工事の途中においても中間検査等を行うことができる。

- 2 区長は、前項に規定する履行の確認の結果、適合と認めるときは、練馬区福祉のまちづくり整備助成金交付額確定通知書(第11号様式)により被助成者へ通知する。

(助成金の請求)

第11条 前条の規定により助成対象整備の履行の確認を受け、適合と判断された被助成者は、練馬区福祉のまちづくり整備助成金交付請求書(第12号様式)に被助成者が工事施工者等への支払をしたことが確認できる書類の写しを添えて、区長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第12条 区長は、前条に規定する請求書を受領後、すみやかに練馬区福祉のまちづくり整備助成金を被助成者へ交付するものとする。

- 2 前項の規定による助成金の交付は、口座振替の方法によるものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 区長は、被助成者がつぎの各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の一部または全部を取り消すことができる。

偽りその他の不正な手段により助成の承認および助成金の交付決定を受けたとき。

第7条第2項の条件に違反したとき。

区長の承認を得ずに申請内容を変更または廃止したとき。

- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、練馬区福祉のまちづくり整備助成金交付決定取消通知書(第13号様式)により通知する。

(助成金の返還)

第13条の2 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、当該助成金の交付決定を取り消された者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(責務)

第14条 区長は、被助成者に対して、助成対象整備に係る箇所について、適正な維持および

管理をさせなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、建築・開発担当部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成20年8月11日練都建第582号)

この要綱は、平成20年8月11日から施行する。

付 則(平成21年3月25日20練都建第1676号)

この要綱は平成21年3月25日から施行する。

付 則(平成21年9月24日21練都建第614号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の規定は、平成21年9月24日から施行する。

付 則(平成22年8月16日22練都建第512号)

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

付 則(平成25年3月12日24練都建第2245号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(令和5年2月10日4練都建第675号)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区福祉のまちづくり整備助成要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。